

○メディア教育研究（メディア教育開発センター研究紀要）投稿要領

〔平成9年3月31日〕  
制 定

放送教育開発センター研究紀要投稿要領（平成元年7月18日制定）の全部を改正する。

第1 メディア教育研究—メディア教育開発センター研究紀要—（以下「メディア教育研究」という。）は、多様なメディアを利用して行う教育の研究及び開発並びにそれらに関連する領域に関する論文、研究ノート及び研究展望を掲載発表することにより、我が国の高等教育の発展に寄与することを目的とする。

第2 メディア教育研究に投稿できる者は、次のとおりとする。

- 一 メディア教育開発センター（以下「センター」という。）の教員（客員教員等を含む。）
- 二 センターが受け入れた各種研究員及び研究協力者
- 三 その他所長が適当と認めた者

第3 原稿の種類及び内容は、次のとおりとし、いずれも未発表のものに限る。

種 類	内 容
論 文	オリジナルな研究成果をまとめたもの
研究ノート	研究の中間報告、覚書並びに新しい研究方法、実践、システム及び教材開発等についての比較的短い報告
研究展望	個々の研究分野の成果をまとめ、研究の動向を展望したもの

第4 原稿の執筆に関しては、別に定めるメディア教育研究（メディア教育開発センター研究紀要）執筆要領によるものとする。

第5 投稿する場合は、原稿の表紙に論文、研究ノート及び研究展望のいずれかを明記し、封筒

に「メディア教育研究原稿」と朱書きしてメディア教育開発センター研究紀要等編集委員会（以下「委員会」という。）に送付するものとする。なお、論文等の区分の最終的な調整は、委員会が決定する。

第6 投稿された原稿は、所長が委嘱するセンターの教員及び所外の研究者各一名の審査委員による審査に基づき、委員会が掲載の可否を決定する。

第7 委員会は、必要に応じ、著者に補筆や修正を求めることができる。

第8 センターの内外の研究者の利用に供するため、メディア教育研究に掲載された論文等を全文データベースとして作成する。

第9 投稿された原稿は、著者から特に申し出がない限り返却しない。

第10 著者には、別刷り50部を配付する。

第11 メディア教育研究の配布先は、委員会が別に定める。

第12 原稿料の支払い及び掲載料の徴収は行わない。

第13 原稿の投稿先及び連絡先は、下記のとおりである。

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉2-12  
メディア教育開発センター  
研究紀要等編集委員会  
電話 043(298)3087

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成10年3月25日から実施し、平成9年10月1日から適用する。